

# 人の和は人権守る心から

# 外国人登録が変わりました

## 特設人権相談所を開設

新潟地方法務局と新潟人権擁護委員協議会では、次のことでお困りのかたに人権相談を行います。他に漏れることは絶対にありませんから、お気軽におこしください。

- 1. いやがらせ、差別、名誉や信用の侵害など
- 2. 借地、借家、その他の民事、刑事事件など
- 3. 資力がないため訴訟で解決をはかれないときなどの法律扶助問題

### ◇相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

### ◇後援

黒埼町

✂ 10月15日(金)

■ 黒埼町役場第一委員会室

## ご協力を 就業構造基本調査

10月1日現在で、就業構造基本調査が実施されます。この調査は国民のみなさんの就業、不就業などの実態を詳しく把握して、国や地方の雇用に関する政策を実行していく上で必要な基礎資料を得るために行うものです。

調査のために、黒埼町では、約300世帯が一定の方法により選ばれます。選ばれた世帯には、9月下旬に、統計調査員が伺いますので御協力をお願いします。

なお、この調査は法律に基づいて行われるもので、個人や世帯の秘密は完全に守られますので、ありのままをお答えくださるようお願いいたします。

⑦ 役場企画調整課統計係



## 昭和57年10月1日から外国人登録は次のように変わります

- 3年ごとの確認申請（登録証明書の切替申請）について
  - 16歳未満の人は、確認（切替）の申請をする必要はなくなりますが、16歳に達するとその日から30日以内に同申請を行うこととなります。なお、出生した時に新規登録をするのはこれまでどおりです。
  - ただし、16歳未満の人であっても、すでに甲様式（大人用、手帳型）の登録証明書の交付を受けている場合は、次の(3)と同様の扱いとなります。
  - 16歳以上の人は、確認（切替）の申請を5年ごとに行うこととなりますから、今お持ちの外国人登録証明書の11ページに記載されている年月日から、さらに2年を経過する日前30日以内に確認（切替）の申請を行うこととなります。
  - 昭和57年9月30日において確認申請期限を経過している場合は、その申請を行うまで、上記(1)の確認申請不要措置や同(3)の2年延長措置の適用は受けません。
- 登録証明書の携帯、本人出頭申請、写真提出及び指紋押なつの義務年齢の引上げについて
 

これまで登録証明書の携帯、本人出頭申請、写真提出及び指紋押なつを必要とする年齢は14歳以上でしたが、今後は16歳以上となります。

## 行政への不平、要望はこの機会に

### 行政相談週間

行政相談は住民のみなさんから、国、県、町、会社、公団、公庫などに対する苦情、意見、要望などに応じそれらを解消、実現または改善を図ることが目的です。毎年十月中旬に行政相談週間が設けられていますが、今年も下記日程表のとおり設定しました。不平、不満、苦情、要望はこの機会にお申し出てください。

なお、10月20日は合同相談として、人権相談をはじめ心配ごとなども専門委員が応じます。相談はすべて無料で秘密は厳守されます。

### ●行政相談日程表

月日	時間	会合名	場所	相談担当者	参加者
10月17日	午後7時～9時	座談会	鳥原公民館	行政相談委員	自治会各種役員
◇ 18日	◇ 7時～9時	巡回相談	木場公民館	◇	一般
◇ 19日	◇ 1時～3時	巡回相談	板井公民館	◇	◇
◇ 20日	◇ 1時～4時	合同相談 (担当委員行) 政懇談会	黒埼町役場 議 場	○人権擁護委員 ○民生委員 ○保護司 ○行政相談委員	◇
◇ 21日	◇ 1時～4時	定例相談	黒埼町木場1775 行政相談委員事務所	行政相談委員	◇
◇ 22日	◇ 1時～4時	定例相談	役場第一委員会室	◇	◇
◇ 23日	午前10時～12時	巡回相談	北場公民館	◇	◇

### 編集室



▼先々の表紙で県交通安全ポスターの最優秀賞を受けた岩尾宏君(大野小)の作品を紹介しました。今号の表紙は北村豊君(立仏小)の自然保護ポスター。広報がカラーでないのが残念ですが、北村君のポスターは来年春ごろには印刷されて県下のあちこちで見られる予定です。

▼今号二、三ページのとおりに、十月から役場の一部の課が移動します。広報担当の企画調整課は中央公民館に移ります。街かどなどの原稿を持参されるかたはお間違いのないようお願いいたします。